

## 受容戦略の限界と

# 個人的アイデンティティ追求の重要性

—性的少数者の場合—

小澤 かおる

本稿では、2011年の国連決議に至る、性的少数者の権利に関する国際的な流れと、国連がどのような位置づけを行なっているかを概観したのち、告発の必要、承認の要求について述べ、テイラーの承認とアイデンティティについての議論を検討する。ここから「受容」を求めることには課題や限界性があること、「同一化受容戦略」には問題があることを述べる。さらに、性的少数者の場合、自己アイデンティティの追求と当事者コミュニティへの接続が必要であること、それらが人権に立脚していることを論ずる。

キーワード：性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)、承認の政治(アイデンティティ・ポリティクス)、人権

### 1 はじめに

2015年早春、唐突ともいえる状況で、東京都渋谷区で「パートナーシップ条例」なるものができるという報道がメディアを駆け巡った。渋谷区では「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」<sup>1)</sup>が2015年4月末に可決され、これが性的少数者<sup>2)</sup>のパートナーシップを条件付きで区長が認める項目を含むことから、「パートナーシップ条例」「同性婚条例」などという見出しがメディアを賑わせた。こ

の条例は関係者によると、ほぼ半年、水面下で準備が進められ<sup>3)</sup>、途中2名の性的少数者当事者へのヒアリングを挟み、年度がわりの頃に公表された。渋谷区では女性運動は盛んであったが男女共同参画条例をもたずに推移してきており、当初より「LGBT」<sup>4)</sup>をターゲットとした条例策定を推進する桑原区長（当時）に対して学識経験者らは男女共同参画に関する項目が落ちないように努力するといった具合に進展したという。結果として、性的少数者の諸権利は男女の諸権利から生殖や育児に関するものを取り除いた限られた項目について「公序良俗に反しない」限りにおいて公正証書を準備し区長の判断を仰ぎ認められるというものであった。

ところが、一部の関係者がこれを、「人権の問題」ではないものとして語っている。たとえばこの条例を推進した区議会議員長谷川健氏（この後の選挙で区長に選出された）はこの条例について、2012年6月の区議会で「そこで、渋谷区は、区在住のLGBTの方にパートナーとしての証明書を発行してあげてはいかがでしょうか。」という提案をしたといい、さらにインタビューに答えて『『人権、人権』と強く主張するというよりも、それが『普通』のことだという空気にしたい。』と述べている<sup>5)</sup>。この条例の後押しをしたアクティビストの一人杉山文野氏も取材記事で「人権運動という側面より、フェスティバルとして楽しめたことから、活動の意義を感じたのだそう。」と書かれている<sup>6)</sup>。社会が個人間のパートナーシップを認めるか否かがマイノリティ<sup>7)</sup>の問題となるとき、それはマジョリティが「してあげる」ような恩寵として期待されるものなのか。人権よりも「普通」を、と人権の問題をあえて否定しないとマイノリティの権利は認められないものなのか。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の当事者や支援者による活動や、今回の条例のような権利確認などは人権とは関係がないのだろうか。

むしろ、過去に差別や偏見に曝されてきた性的少数者が今日の日本でこうした動きを見るに至ったのは、一定の人権が保障されているからではないのか。しかも ILGA（International Lesbian and Gay

Association) の「世界における同性愛者の権利」のマップを見れば、世界のかなり多くの国々で、「同性愛者」（この中にはトランスジェンダーも含まれることがある）に対して処罰があり、性的少数者として生きる権利が保障されているとはいいがたいことがわかる<sup>8)</sup>。性的少数者の人権を守ることは今現に必要とされていることではないのか。

マイノリティが現在の社会で差別を受けることを不当だと申し述べるときには、実定法と民主主義のなかで、まずは特定のアイデンティティをもつ集団として差別に対する告発を行ない、マジョリティの承認を得て受容されていくという道筋をたどることになる。承認と受容は実際重要である。受容され共生できなければ排除されるかマジョリティとの同化を強いられるか、殺害されることになる。そこでこのときマジョリティから承認を得て受容されやすくするために、「自分たちはマジョリティと『同じ』『変わらない』『普通だ』」と申し述べてマジョリティとの類似した部分を強調するような受容戦略をここでは「同一化受容戦略」と呼んでおく。差異がある存在の間に「同じ」ものを見つけようとし、みつけた「同じ」ものによって全体に同一化することによって平等性を保ち相互に理解し合おうという方法は、エーコの『三人の宇宙飛行士』(Eco & Carmi 1989=1990) にみるような、かなり普遍的な方法ではある。しかしその方法で、そこで差異が捨象されてしまえば、マイノリティの課題は解決されない。

本稿では、2011年の国連決議に至る、国際的な性的少数者の権利に関する流れと、国連がどのような位置づけを行なっているかを概観したのち、堀江、岡野、志田の議論を参照しながら、告発の必要、承認の要求について述べ、性的少数者のアイデンティティや承認について過去の議論を確認し考察する。堀江はクィア神学とレズビアン・スタディーズ、岡野と志田は法学とジェンダー・スタディーズの視座から性的少数者に関する議論をしておりいずれも女性だが、それぞれの立場性をもちながらも一般性・普遍性のある議論をしていると考え、今回はこの三人の研究を参照することとした。ここから「受容」を求めることには課題や限界性があることを検討し、「同一化受容戦略」には問

題があることを述べる。さらに、性的少数者の場合、自己アイデンティティの追求と当事者コミュニティへの接続が必要であること、それが人権に立脚していることを論ずる。

## 2 実定法の世界と「告発」・「承認」

### 2.1 性的少数者運動の流れ

#### 2.1.1 ストーンウォール蜂起からの今日的な性的少数者論

性的少数者については近代初期から国民国家形成のなかで差別が顕在化したといわれる。1969年の「ストーンウォール蜂起」を契機として、当初は同性愛者解放運動として、今日的な性的少数者の運動が盛んになり、北米大陸においては公民権運動の成果を背景に、同時期のさまざまなマイノリティの解放運動と並行して運動が活発化した。とりわけ北米大陸においては、マイノリティのマジョリティからの承認と受容が諸権利や社会的資源の配分とからめて議論された。1980年代初頭からはトランスジェンダーが分節されるとともに、クィア・スタディーズとして同性愛者に限らない性的少数者の運動や研究が展開した。欧米圏やその他の一部の地域においては、こうした運動は権利獲得運動となり、とくにパートナーシップや婚姻などの面において制度化をかちとることとなった。

日本においても1980年代から当事者アクティビスト、ついで研究者による性的少数者に関する議論が始まり、性的少数者のアイデンティティについて数々の発言がなされた。伏見(1991)や、掛札(1992)はアクティビストによる性的少数者アイデンティティの考察として読むことができる。1990年には東京都青年の家事件が起こり、動くゲイとレズビアン会などを中心とした法廷闘争が1997年に結審して、日本でも性的少数者の存在が公的に認識されることとなった。1990年代からは、ヴィンセント・風間・河口(1997)など学術的研究が公刊されるようになった。日本の場合はパートナーシップなどの制度化は遅れたが、さまざまな運動を経て、2000年代初頭からは性同一性障害の人びとに

ついでに制度化が始まった。

### 2.1.2 国連の態度にみる性的少数者の権利の制度化の潮流

世紀の変わり目の前後には多くの国で、性的少数者への差別禁止や同性婚・同性パートナーシップなどの制度化が起こった。2006年のモントリオール宣言をへて2009年ジョグジャカルタ原則が採択され、翌年には国際連合人権理事会で承認された。ここには性自認や性的指向によって不当な差別を受けることはないことが記されている。2011年には性的少数者への差別禁止や調査の要請が盛り込まれた国連人権理事会決議17/19が23対19棄権3という僅差で採択された。2012年には国連高等弁務官事務所が国連としては初めての正式報告書を発表した。

国連の1990年以降の動きについては国連日本語広報ページに簡潔に述べられているが、ここでは「LGBTの人々を暴力や差別から守るために、あらたに、LGBT固有の権利を創ったり、国際人権基準を確立したりする必要はありません。LGBTの人々の人権を擁護する各国の法的義務は、世界人権宣言とその後に合意された国際人権条約に基づく国際人権法で、しっかりと確立されているからです。」<sup>9)</sup>とある。1969年以降のさまざまな運動の成果と社会の変化<sup>10)</sup>が、ようやくここまでの実りをもたらしたと考えることができる。

## 2.2 「告発」の必要

世界人権宣言<sup>11)</sup>においては前半ではさまざまな自由権を、後半では社会権を記してある。これらの諸権利は「生まれながらにして」(第一条)もつとされる。ただしそれは「すべての人民、すべての国が達成すべき」(前文)ものとされており、実際には国際条約および各国の実定法が必要となり、国民国家の市民権 citizenship を十全にもっている人びとでなければ守られることがない。

すなわちこれは、性的少数者であることそれ自体(あるいは自分がそうであるとアイデンティファイすること)は生得の権利であったと

しても、実際にそれが守られるには実定法の世界の中で十全の市民権を享受している必要があるということである。これに加えて、他のカテゴリの人々と異なる不利益を被っていると「告発」すること、他のカテゴリの人と異なるアイデンティティを持っていることを「承認」させることを通して獲得された実りなのであって、それには法と市民権で身を守られている必要があったのである。

そもそも、性的少数者の人権について語ることは、それが性に関わることであるために、困難が伴う。ここでは志田（2012: 57-65）を参照しながらその様相をみてみよう。

まず、性に関わる話題は人々が発話を抑制しがちな話題である。これは人々が、とりわけ近代以降の国民国家の中で、「レスpekタビリティ<sup>12)</sup>」を持っているため、一人前の市民として尊重されたいと考える場合、この話題については沈黙せざるを得ないということになる。すなわち性に関する事で何らかのアイデンティティをもつ人々は沈黙させられがちになる。

そしてこのように、公共の場に持ち込まれず私的領域として「尊重」されてしまう話題があるとき、法は「偽—中立性」を示すのである。法は中立を装って、実のところその問題を不可視化し、その人々の権利を抑圧する。そしてその「議論のできない状況」が〈暗黙の了解＝文化〉という社会的拘束となっていく。こうなると公権力は形式的には関係しなくなるが、ならば人権の問題はないといえるか。

ここで、「告発」が必要となる。レスpekタビリティが脅かされる危険を犯しても誰かが「不当な差別がある」と告発を行うことで初めて、その問題は可視化される。「差別が存在するといえるためには告発<sup>13)</sup>がなければならない」（志田 2012: 63）。

以上、志田の議論から、沈黙させられがちなカテゴリの差別への告発について概観した。この「告発」の実現のために、70年代初頭からカナダを中心に沸き起こった「多文化主義」論争と軌を一にして、性的少数者のコミュニティからも、アイデンティティ・ポリティクスとしての「承認」の要求が出されたわけである。

### 2.3 「承認」の要求

岡野(2006)ではカナダのレズビアン・ゲイ運動史を Warner(2002)と Herman(1996)をひきながら振り返る。Warnerによれば、当初の解放運動の中で権利獲得は出発点にすぎず、権利が保障されてはじめて差別と戦うことができるという。批判の目は異性愛中心主義とホモフォビアに向けられていた。運動の第一の目標は自己意識変革と社会の改革であった。岡野はここにフェミニズムの影響をみる。

しかしながら運動は次第に、解放運動からマイノリティの権利獲得運動の様相を呈していく。これにはカナダの特殊事情もある。カナダでは、1982年憲法第1章第15条に記されたさまざまな差別以外の差別であっても、それと同様と「類推解釈」されれば差別を訴えることができる仕組みになっている。したがってあるカテゴリの人々が不当な差別を受けていると告発するためには、自分たちのカテゴリのアイデンティティを示し、第15条の類推解釈を求め承認を得ていく過程が必要となったのである。「カナダにおけるレズビアン・ゲイ解放運動史において82年憲法の施行は、レズビアン・ゲイのラディカルな「解放運動」が、リベラルな平等の政治へと墮していく契機となったとして否定的に捉えられることが多い(岡野2006:67)。(傍点原文)」

たしかに、少なくとも法的に平等な土俵に立てなければ、不当な差別があることを告発することはできない。そこでまず「平等な土俵」を要求するために権利獲得運動が先行し、そのためにはさらにその前に、特定のアイデンティティをもつ集団が現にいるのだということをマジョリティに認知させねばならない。そこで「承認」の要求があり、アイデンティティ・ポリティクスが行われたのだった。「アイデンティティ・ポリティクスでさえ、法的な平等原則の下で権利の主体として認められようとするために生じたと、カナダの経験は語っているのである」(岡野2006:71)。

こうしたカナダの動きは米国でも類似の経緯をたどり、西欧圏や一部のそれ以外の国にも広がった。アイデンティティ・ポリティクスの

一定の成功として、2011年の国連決議に至る、各国での制度化があったのは事実である。

しかし、岡野のまとめによれば、承認の政治は1)社会変革力の剥奪、2)差異の隠蔽、3)同化の強要を引き起こした。差別が行なわれている状態で、差別的な制度を改善したからといって、マジョリティからの差別そのものはなくならず、志田のいう「〈暗黙の了解＝文化〉という社会的拘束」が自動的に消えるわけではない。これではマイノリティの解放には繋がらない。アイデンティティ・ポリティクスによる「承認」の要求だけでは不足があるのだ。

#### 2.4 テイラーの「承認の政治」とアイデンティティ論

ここで、岡野(2006)、堀江(2008)でも触れられているテイラーの「承認の政治」(Taylor 1992=1996)を検討する。テイラーはコミュニタリストであって、カナダ・ケベック州のフランス語母語話者教育とコミュニティの構築・再生産について述べているが、このテイラーの議論はアイデンティティ・ポリティクスの議論のなかでよく参照されている。テイラーはアイデンティティの形成を、「他者」との関係(どのように承認されるか)から個々人の内面につくられるものとしながら、一方でアイデンティティが一定のコミュニティの中で集団的に保持されるものであるとも述べている。ここで「他者」とされるのは、成長過程に接する親密圏にある人びとから始まる多くの人を指すが、物理的な他人である場合だけでなく個々人に内面化された「他者」も指すものと読める。

テイラーの議論でまず問題となるのは、テイラーが承認の形態としてあげる「承認」「承認の不在」「歪められた承認」という3つのかたちが、マイノリティ集団がマジョリティ集団について求める「承認」なのか、ということだ。堀江(2008)においては第二、第三のものは「不承認」「誤認」と言い換えられている。堀江(2008)においては、レズビアンというカテゴリに属するとする者についてはマジョリティから「不承認」を与えられ無化、不可視化されているので、承認を求めな



ければならないか、「誤認」されて自己のありかたについての自己決定権を剥奪されているので、やはり承認を求めなければならないとしている。堀江(2008)のいうところの要求される「承認」は、テイラーの言うところの「承認の不在」でもなければ「歪められた承認」でもない。マジョリティはときに承認と称して「不承認」「誤認」を行ない、それによってマイノリティは傷つくことになるが、そうした場合、「不承認」「誤認」ではない「承認」こそが必要となる。ではその「承認」とは何か。すなわちそれは、マイノリティ側が自分たちのアイデンティティを表明し、それと一定の合致を見てマイノリティ側が一定の納得をできるような、マジョリティ側からのマイノリティ・アイデンティティの認知や理解<sup>14)</sup>ではないか。そして、その認知が肯定的であることを求めるマイノリティの態度が過度の期待をさせるのではないか。

第二に問題となるのは、テイラーの議論では「親密な関係」から「公的關係へ」の接合がはかられた時点で個人のアイデンティティと集団の(コミュニティの)アイデンティティがまとめて語られ得るものになってしまうところである。テイラーの説明による近代的アイデンティティの立ち上がりは、個人の内面の問題であって、ただその形成に不断に他者との対話が必要となるのであって、個人のアイデンティティがその個人の属する集団(コミュニティ)の集団的アイデンティティと一致する必然性はない。むしろ原義的には個々人によってアイデンティティとは、それぞれに異なる「自己同一性」なのである。とりわけ性的少数者は、言語を学ぶような段階からコミュニティ内部で社会化されることによって再生産されるわけではない。むしろ自らが「属せない」と最終的には思うかもしれない集団内部で不断に社会化され続ける。その成育史の中であるとき、自らが属している所与のコミュニティの外に、自分が「属することができるかもしれない」と思う別のコミュニティがあることを、当事者コミュニティ言説に接することで知るのである。こう考えると、言語や民族的なマイノリティと同列に語ることは、少なくとも性的少数者に関しては無理がある。集団的

アイデンティティは承認の「政治」には有効であったかもしれないが、現実に存在するのは集団的アイデンティティではなく、個々の当事者の個人的なアイデンティティの集積であって、その個々の人びとがコミュニティ言説に接して、ときにはコミュニティに参入する、というのが性的少数者のコミュニティ形成であることをここでは確認しておきたい。

### 3 「同一化受容戦略」

#### 3.1 「受容」の期待と「同一化受容戦略」

前節にテイラーの議論を検討したなかで、第一の問題とした「承認」が、マイノリティの側に立てば、マジョリティがマイノリティ側と類似したマイノリティ・アイデンティティの認知・理解を求める要求であり、それがマジョリティによる肯定を求め、「受容」を期待させるのではないかと述べた。

すなわち「受容」とは、マイノリティとマジョリティとの関係で言えば、マジョリティ側がマイノリティ側の期待するような理解をし、少なくとも存在を否定することはせず、共生できることを示し、その上で少しでも肯定的な言説を発すること、そしてたとえば制度の改正のような実効的な行動を現実に起こすことへのマイノリティ側からの期待を含んでいると考えられるのである。

堀江(2010)においては、カナダ合同教会の事例を検討し、教会による性的少数者信者の受容に関して批判的な検討がなされ、本稿冒頭で述べた「同一化受容戦略」のもつ限界が指摘されている。ここで堀江はカナダ合同教会で同性愛者の信者を認めるかを議論する会議において、当事者団体が一般的にいう好ましい態度を取る人々だったために、受付をつとめた人の当事者に対するイメージが変化した事例を引いている。

性的少数者を、性別二元論と強制異性愛から外れるために他者化されている人びとと考えた場合、第1節で記した国連が認めるような「正

しい」当事者以外に、さまざまな多様性のある当事者がおり、さらに今ここで私たちが考えられないような当事者もいるかもしれない。しかし、「同一化受容戦略」はマジョリティに承認されるであろう、承認してほしい「アイデンティティ」を持つ当事者だけを提示して、マジョリティの中に包摂されようとする戦略と考えることもできる。堀江(2010)で紹介された受付の人の話は、一見「よい話」に見える。しかし堀江によれば『正しい』もしくは『普通の』——少なくとも異性愛者とならば変わりのない——同性愛者のイメージを創出し、再生産するものであった。それは同時に、つぎのような問題を残すだろう。すなわち『正しい』、『普通の』という規範からはずれた同性愛者への排除は依然として継続するということだ(堀江2010: 85)。「可能な存在と受容不可能な存在とに峻別する装置を発動させるものでもあるのだ(ibid.: 85-6).」

第2節で岡野(2006)を引いて述べたように、性的少数者の運動は当初の解放運動から、権利獲得運動へとシフトしており、そこでは法的な平等性を求めるということのためにアイデンティティ・ポリティクスが行われた。1970年代には「性的指向」sexual orientation 概念が取り入れられ、同性愛者にとってその性的指向が「生得的」であって「変更不可能」「変更困難」なアイデンティティである(生得的で変えられないのならそのままで包摂されるべきだ)という戦略的本質主義的議論がなされた。1980年代にはトランスジェンダーが「性自認」sexual identity 概念を用いて同様に包摂を求めていく。そして、それらのアイデンティティがあっても、その集団はマジョリティと「同じ」平等な法のもとにある市民であるから差別的な取り扱いをされるのは好ましくない、として約30年をかけ、2000年前後には各国での制度改正につなげていったわけである。

ここでも「同一化受容戦略」が採用される例があった。1980年代末からのクィア・ムーブメントの勃興の時期にも、一部の「ゲイの市民権の戦略家は、『われわれはどこにでもいる』というスローガンを訴え、レズビアンやゲイの威圧的ではない『正常性』を強調することが、政

治空間を獲得していくための要諦となる、と信じていた (Baird 2001=2005 : 33).」

しかし、本当に法的に平等な市民であれば、いかなるアイデンティティを持とうと平等な取り扱いがなされるというのが自由主義的な境地であり、共同体論者の見地であっても、特定の「顧慮すべき対応」がとられれば共生が可能なのであって、マイノリティが平等に扱われマジョリティと共生できるかは、マジョリティから見て「同じ」「普通」「理解できる」からではないはずである。しかしここで、肯定されようという過度の期待が生ずるために「同一化受容戦略」が繰り返し立ち現れるのである。

第1節であげた「人権」をネガティブに捉える昨今の言説は、「人権」という言葉を使って何かを主張することが現時点では「受容されにくい」と思われていることからきているのではないか。たとえば差別の告発について堀江は「私たちは〈差別〉という言葉を使用すること自体が〈政治的正しさ〉を強調しすぎる振る舞いとして嫌悪されることを実感する時代に生きている (堀江 2004: 163)」と述べている。現在の性的少数者の一部あるいはその理解者を自認する人々の一部は、「人権」という言葉がマジョリティの嫌悪を引き出し受容の妨げになると忖度して、本来人権の問題であるはずの性的少数者の権利獲得についても「人権の問題ではなく」という「但し書き」をつけておくというようにして、「同一化受容戦略」を用いているのではないか。

堀江(2010)では、「アイデンティティ」を軸とし承認を求めるポリティクスに対し、大きく2つの批判があることを述べている。第一に、ある集団(コミュニティ)を同じアイデンティティをもつ「一枚岩として提示」することで、一部の人を周縁化していること。第二に、多様な属性の一つが突出して表明されることである。これは筆者が「同一化受容戦略」についてもつ問題意識と重なる。そこでこの二点および、そもそも「同一化受容戦略」が論理矛盾であることを次に記することとする。

### 3.2 アイデンティティを用いる承認の政治の問題点

第一の問題は、ある集団を「一枚岩」として提示する過程で一部の人の周縁化がおこることである。たとえばレズビアン・ゲイ運動の中ではゲイの主流化とレズビアンの周縁化が起こった。バイセクシュアルとトランスジェンダーは1980年代末からのクィア・ムーブメントの中で包摂されるが周縁的存在とされてきた。

加えて、さらなる少数者をとりこぼす問題がある。たとえば昨今頻繁に使われる LGBT という呼称について、東 (2013: 186) では「1960年代の米国で起こったさまざまなマイノリティ(少数者)運動に倣い、社会における多数者の性のありようとは異なる、統計学上の少数者という意味で使われているのが『セクシュアル・マイノリティ』という言葉です。しかし、単に多数者のありようとは異なるというのでは、たとえば小児性愛者なども含まれることになってしまいます。そうした問題を回避するうえでも(中略)最近では英語圏を中心に、セクシュアル・マイノリティにかえて LGBT という用語が頻用されています。」として、受容されないであろう少数者を予め排除していることを示している(傍点筆者)<sup>15)</sup>。2節1項2であげた国連でのプレゼンテーションにおいても、LGBT または SOGI (sexual orientation and gender identity) を用いており、それ以外の性的少数者を排除している。

第二の問題は、やはり「一枚岩」として集団的なアイデンティティを提示することで、ステレオタイプが再生産され、それとも闘わねばならなくなることである。「受容」、それもマジョリティからの「受容」を過度に期待すると、「承認されるようなアイデンティティの構築」が必須となる。結果としてこれはマジョリティに受け入れられ易いステレオタイプの構築となり、現にマジョリティによって流布され消費される性的少数者の「理解し易い」イメージと重なっていく。なぜ理解され易いかといえ、それらがもともとジェンダー秩序に埋め込まれたステレオタイプに近似していくからである。

コミュニティの内外で作られる「アイデンティティ」の言説は常に産出され続けていく。個々の当事者はそれを参照しながら自己を考え

るが、「受容」を期待しながらのそれはマジョリティが規定した当事者像とのあてはまりのよさを考えることにならないか。

第三の問題は「同一化受容戦略」を用いてマジョリティと「同じ」「変わらない」「普通」といったアイデンティティの提示を行なうことは第1節で記したように、あきらかな論理矛盾であることである。マジョリティと「同じ」「普通」であるならば、そもそも差別的取り扱いはされていないはずなのだ。差別的取り扱いについて「告発」し、「不承認」や「誤認」ではない「承認」を求めようとするのは、アイデンティティに差異があるからであり、そこにマジョリティの「肯定的な理解」がなくとも、当事者がマジョリティから見て好ましい行ないをしていようといなかつと、法的に平等である限り、それぞれの差異と法との齟齬をひとつひとつ解決しながら実質的に平等であることに近づくしかないのではないか。

以上この節でみてきたように「受容」を求めることには課題や限界性がある。堀江(2010)では、1)レトリックとして用いた「戦略的本質主義」が一人歩きし、本当に「本質」があるもののように用いられること、そしてそれによって性的少数者とマジョリティとの二項対立が強化されて固定化されること、2)『受容』を求め側とそれに呼応して『寛容』を与える側のあいだには、『対等な関係』は模索し得ないという現実(堀江 2010: 89) (傍点原文)という点も問題視されている。すなわち、アイデンティティを軸とした「受容」の促進は、法的に平等な関係を築けないような関係をもたらす。マジョリティに受け入れられることを最前提とした「同一化受容戦略」は同一化を提示することで差異を手放し、合理的な配慮を受けられない状態を作り出すことによって、合理的な配慮があれば受けられる「同じ」取り扱いを受けられないという逆説的な結果をもたらすのである。以上から、「同一化受容戦略」は受容戦略としては問題がある。

「受容」そのものはなされねばならない重要な課題であるし、そのために戦略的な運動が行なわれることはもちろんあり得る。しかし、特に「同一化受容戦略」においては、マジョリティとの差異を最小限

に見せることで多くの問題を捨象し、マジョリティに嫌われるであろう言説を付度してしまうことで、たとえば渋谷区の例においては人権といったそもそもマジョリティやマイノリティすべてが立脚するものまで自ら否定してしまっている。受容戦略は文脈依存的なことがらであり、妥当な場合もあるが、上記にみたような問題点・限界を常に視野に入れて用いられなければならない。

## 4 アイデンティティの肯定的側面

### 4.1 アイデンティティの重要性

第2節でみたように、権利獲得運動はマイノリティの解放運動の基本的な条件であって、まずマジョリティと法的に平等な関係を（そして実効的に平等な関係を）確保することは極めて重要である。そして実際に2000年前後には多くの地域で法制度の改正という成果をかちとっている。そしてそうした地域では、むしろ逆に当事者に対して厳しい社会的反応を引き起こす例もあるが、少しずつ、当事者が自己アイデンティティに忠実に生きることができるようになり始めている。そういう意味では「戦略」としての「受容」の要求も含め、肯定的成果を認めなければならないだろう。

そして「アイデンティティ」については、実際的な問題としては、戦略的本質主義を用いてアイデンティティの変更不可能性、変更困難性を主張することで、たとえば「治療」と称する当事者への暴力的取り扱い<sup>16)</sup>に対抗し得るという利点もあることは忘れてはならない。そして堀江(2010)が指摘するように、当事者にとってのエンパワメントになるという側面があり、個人の自己アイデンティティの追求も集団（コミュニティ）としてのアイデンティティ言説の産出もともに重要なものである。「そもそも汚名を着せられた人びとにとって、自らの〈生〉を肯定していくためには、まずはその特定の属性を肯定的にとらえていくプロセスが必要になる。」(堀江2010: 76) さらに堀江は「排除の対象として名指されることへの対抗手段として、暫定的であれ「ア

「アイデンティティ」を用いざるを得ないという側面も存在する。(中略) “語る”ことを“語りたくない”人びとに強要することを回避しつつ、エンパワメントの場を創出することも可能であると考えられる」、『アイデンティティ』を用いる戦略を批判する立場の論理がとりこぼしているのはこの点(堀江 2010: 93)」であるとして、アイデンティティを用いることに積極的であるべき場合があることを示唆している。堀江は近著『レズビアン・アイデンティティーズ』(堀江 2015)において、自身の関与したコミュニティの分析を踏まえ、アイデンティティやコミュニティに関してさらに踏み込んで論じている。

#### 4.2 性的少数者の当事者コミュニティへの接続

性的少数者は所与のコミュニティのなかに生まれ込むものではない。しかも性的少数者は多くの場合 Goffman (1963=2003: 79-176) のいうところの「信頼を失う事情のある者」であり、見かけだけではわからない。第2節末尾で述べたように、所与のコミュニティに「属せない」自己アイデンティティに気づいた個人が、自ら積極的に当事者コミュニティ言説にアクセスしたり、インターネットや対面によって他の当事者と繋がらない限りは、当事者コミュニティと当事者は接続できない。そして当事者が他者からそのコミュニティに属すると気づかれるためにはカミングアウトという手順を踏む。見かけだけではわからない場合はこのカミングアウトは繰り返し行われることもある。

ある者は大量のマジョリティの言説のなかに埋もれている当事者コミュニティ言説に接し、ときには対面的なコミュニティに参加する。ある者は言説を参照するだけかもしれないが、イベントへの参加や商用施設の繰り返し利用などでコミュニティ内部に人間関係を作る。そしてさらに一部の者が、アクティビストとなって当事者運動に参加し、コミュニティ言説の産出をリードしていくことになる。

そしてコミュニティは、その内部で子をもちコミュニティの再生産をすることがまだ少なく、またその子も大半は性的少数者のアイデンティティを持たずに生育することになる。コミュニティの再生産のた



めには、常に新規の参加者を迎え入れることしか方法がない。

こうした性的少数者コミュニティへの当事者の接続は、堀江のいうような自己肯定のための暫定的なものと当事者エンパワメントとの両方の効果をもたらす。Weeks (2000: 181-2) においては、「コミュニティは『価値の語彙』を与え、そこから諸個人は社会的世界の理解を、そしてアイデンティティや所属の感覚を構築するのである。」としている。

## 5 おわりに：「荒野」のなかの人権

「同一化受容戦略」は問題の多い戦略である。しかし承認の政治や受容戦略のなかで用いられた「アイデンティティ」そのものは堀江の指摘どおり重要である。ただし承認は基本的にマジョリティが主体の行為である、マジョリティにとって「意味あるもの」でなければ聴かれることはない。主体が包摂するか排除するかを決める(岡野 2004)。

マイノリティにできることは、自己アイデンティティを追求し、当事者コミュニティに接続することである。仮に直接的な社会相互行為として承認がなされなくても、自己アイデンティティを追求することは、世界人権宣言的な自由権・社会権に含まれるはずである。承認を求めるために(あるいは求めなくても)自己アイデンティティを追求することは、世界中のだれからも無視・否認される人であっても認められる権利であることに思いをいたす必要がある。個々人をとりまく世界(家族、地域社会、学校や職場など)のどこからも肯定的な承認が得られなくても、言説に接することで〈自己〉が〈自己〉を承認する道筋が守られなければ(たとえ言説レベルでも「コミュニティ」と接続する可能性がなければ)生きて行くことは難しい<sup>17)</sup>。現実には実定法にしか人権が守られていないとしても、個々の当事者が自己のアイデンティティを探る権利は、世界人権宣言にみられるような所与の権利であるはずである。

しかも、承認の政治が行えるような人々は実定法のなかにあって沈

黙させられない人びとであって、実は沈黙させられ、私たちにはその痕跡しか見ることができないような人々が多々あるのだ。しかし本当に人権が必要なのはそういう人々であるはずだ。「むしろ、〈わたしたち〉の理解を超えたもの、〈わたしたち〉が排除したものや否認したもののの中にこそ人権の価値が宿り、だからこそ、わたしたちは人権という概念を捨ててはならない（岡野 2004: 188).」岡野はアーレントの「荒野の中の人権」という言葉を引き、実定法が及ばないところで排除された人々に言及する。性的少数者にあっても、1969年に今日的な運動が始まり、現在のように一定の承認が得られるようになるまでは排除された人々であった。そして、まだそうした人々が荒野に多々残されていることを私たちは忘れてはならない。

## 注

- 1) 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 渋谷区  
<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/jorei/jorei/lgbt.html>  
 (2015.05.18.取得)
- 2) ここでは性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）とは、異性愛中心主義や性別二元論によって他者化された人びと（あべ 2015:33）を指す。なお性同一性障害は、トランスジェンダーのうち身体違和があり医療が必要な人びとの疾患名であるが、性同一性障害であると自認する人びとのすべてが性的少数者の自認をもっているわけではない。
- 3) この委員会の様子は区民が請求した資料によりある程度あきらかになった。
- 4) LGBT は性的少数者のうちの4つのカテゴリの頭文字であるが、これを「総称」とする言説が多数ある。この問題については後述する。
- 5) Huffpost 「同性カップルでも「結婚に相当」の条例案、なぜ生まれた？きっかけつくれた渋谷区議に聞く」【LGBT】2015年2月17日  
[http://www.huffingtonpost.jp/2015/02/16/shibuyaku-lgbt\\_n\\_6692022.html](http://www.huffingtonpost.jp/2015/02/16/shibuyaku-lgbt_n_6692022.html) (2015.05.18取得)

- 6) ウートピ 「日本の LGBT の未来とは? 映画『パレードへようこそ』からマイノリティとの共存について考える」 2015年3月30日  
<http://wotopi.jp/archives/18060> (2015.05.18 取得)
- 7) 本稿ではマイノリティを, 少数である, もしくは少数であるとみなされるがゆえに, 不利益を被ったり権力の配分が少ない人びと, とする.
- 8) 「世界における同性愛者の権利——同性愛者の人権の視点から見た世界 2014年5月」(日本語版)  
[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_WorldMap\\_2014\\_JAPANESE.jpg](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_WorldMap_2014_JAPANESE.jpg) (2015.05.19 取得)
- 9) 性的指向と性同一性を理由とする差別との闘い  
<http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/> (2015.05.14 取得)
- 10) ギデンズはこのことを「セックスを生殖から切り離れたことの必然的帰結」(Giddens 1999=2001:116)とあっさり述べている. しかしそれだけで意識と制度が変わるわけではなく, この40年ほどの間には「承認」をめぐるさまざまなポリティクスがあったわけである.
- 11) 外務省仮訳文  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/lb\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/lb_001.html) (2015.05.21 取得)
- 12) これは Mosse 1985=1996 において「市民的価値観」という訳語をあてられているものと同じものである (志田 2006:206 注 20).
- 13) ここでの「告発」は差別をされた者がそれを表明する意味であって, 堀江 2004 にある差別者の意味の「告発者」ではない.
- 14) 「理解」についてはカール・ロジャーズの議論が詳しいが, 別稿に譲ることとする.
- 15) たとえば FtX, MtX などの X ジェンダーの人々や A セクシュアルの人々も包摂されない.
- 16) 1990 年に WHO が同性愛を疾患から外すまでは, 暴力的な医療行為が合法的に行なわれており, 現在も地域によっては続いているという. また, 例えば「性暴力の標的にされるレズビアンたち, 南アフリカ」BB

NEWS <http://www.afpbb.com/articles/-/2857149> (2015.05.18.取得) など、レズビアンに対する親族からの「治療」「矯正」と称するレイブは、同性愛嫌悪が根強い地域には多くみられる。

- 17) そこで、コミュニティ言説へのアクセスと、言説そのものの保全を確保する情報保障が重要となるのである (小澤 2015, 2016)。

## 参考文献

- あべ・やすし, 2015, 『ことばのバリアフリー——情報とコミュニケーションの障害学』生活書院。
- Baird, V., 2001, *The no-nonsense guide to sexual diversity*, Oxford, New Internationalist. (= 町口哲生訳, 2005 『性的マイノリティの基礎知識』作品社。
- Eco, Umberto & Carmi, Eugenio, 1989, *The three astronauts*, San Diego, Harcourt Brace Jovanovich. (=海都洋子訳 1990 『三人の宇宙飛行士』ティビーエス・ブリタニカ。
- 伏見憲明, 1991, 『プライベート・ゲイ・ライフ: ポスト恋愛論』学陽書房。
- Giddens, Anthony, 1999, *Runaway World: how globalisation is reshaping our lives*, London, Profile Books. (=佐和隆光訳 2001 『暴走する世界—グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社)
- Goffman, Erving, 1963, *Stigma: notes on the management of spoiled identity*, Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall. (=2003, 石黒毅『スティグマの社会学 改訂版第2版』せりか書房。
- Harman, Didi, 1996, *Rights of Passage: Struggles for Lesbian & Gay Legal Equality*, Tronto, University of Tronto Press.
- 東優子, 2013, 「セクシュアル・マイノリティ」木村涼子他編『よくわかるジェンダー・スタディーズ』ミネルヴァ書房:186-187。
- 堀江有里, 2004, 「排除／抵抗のレトリック——〈差別事件〉に向き合う〈主体〉の問題をめぐる」仲正昌樹編『差異化する正義』御茶の水書房:157-187。

- , 2008, 『『承認』を求める行為と場——〈レズビアン・アイデンティティ〉と存在証明をめぐる』仲正昌樹編『社会理論における「理論」と「現実」』御茶の水書房:145-165.
- , 2010, 『『受容』を求める運動戦略への批判的考察——カナダ合同教会における同性愛者の運動を手がかりに』『女性学評論』Vol. 24:75-98.
- , 2015, 『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版.
- 掛札悠子, 1992, 『『レズビアン』である, ということ』河井出書房新社.
- Mosse George, L., 1985, *Nationalism and sexuality : middle-class morality and sexual norms in modern Europe*, Madison, University of Wisconsin Press. (=1996, 佐藤卓己, 佐藤八寿子訳, ナショナリズムとセクシュアリティ : 市民道徳とナチズム, 柏書房.)
- 岡野八代, 2004, 「荒野のなかの人権」『現代思想』Vo. 32, No. 7:180-193.
- , 2006, 『『承認の政治』に賭けられているもの——解放か権利の平等か』『法社会学』No. 64:60-76.
- 小澤かおる, 2015, 「性的少数者関係情報への情報保障概念の適用」『社会言語学』第15号, 「社会言語学」刊行会 (掲載予定).
- , 2016, 「性的少数者のライブラリ・アーカイブズに必要とされること——情報保障の視点から」『解放社会学研究』No. 29, 日本解放社会学会 (掲載予定) .
- 志田陽子, 2006, 「近代国家の軍事化プロセスとジェンダー, セクシュアリティ」岡部あおみ監修『芸術と性差——武蔵野美術大学ジェンダーリサーチ共同研究論文集』189-211.
- , 2012, 「セクシュアリティと人権——『沈黙する主体』と『沈黙の圧力』」石崎学・遠藤比呂通編『沈黙する人権』法律文化社, 55-81.
- Taylor, Charles, 1992, “Politics of Recognition” Amy Gutmann. ed. *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton, N. J. , Princeton University Press. (=1996, 佐々木毅・辻康夫・内山恭一訳「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラルリズム』岩波書店 : 37-110.)

ヴィンセント, キース・風間孝・河口和也, 1997, 『ゲイ・スタディーズ』  
青土社.

Warner, Tom, 2002, *Never Going Back: A History of Queer Activism in  
Canada*, Tronto, University of Gronto Press.

Weeks, Jeffrey, 2000, *Making sexual history*, Cambridge, U.K., Polity  
Press.

(おざわ かおる・首都大学東京大学院博士後期課程)

# **The Limits of Acceptance-strategy and the Importance to Inquire Personal Identities and Human Rights**

## The Case of Sexual Minorities

OZAWA, Kaoru

Graduate School of Humanities, Tokyo Metropolitan University

United Nation resolved A/HRC/RES/17/19 in 2011 that recognized human rights and needs of examinations of SOGI people who have differences related “Sexual Orientation and Gender Identity”. At Shibuya ward, Tokyo, Japan, the code called “partnership-code” was established on April 2015. It is outstanding that in some media news about this, a part of activists say that sexual minorities’ actions are not only issues of human rights but are also matters as “same” as majorities’ issues.

This paper discusses that the needs accusations and the requests of recognizing differences to solve discriminations against sexual minorities. It is important to request acceptance from majorities, but “the acceptance-strategy by identification to majority” is not so good strategy.

This paper also discusses that to inquire personal identity and to connect sexual minorities’ communities is very important to each sexual minority on their growth. The viewpoint of human rights is not only the major issue to who not have been accepted from majorities but also the only one tool to live when they are not guarded by positive laws.

Key word: sexual minority, identity politics, human rights